

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成17年3月15日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査	2
質疑（大澤委員）	
議案第45号の審査	8
補足説明（消防長）	
質疑（野口委員、森内委員）	
議案第37号の審査	12
質疑（野口委員）	
議案第5号及び議案第12号の審査	17
議案第22号の審査	17
質疑（野口委員、大澤委員、森内委員）	
議案第23号の審査	19
質疑（野口委員）	
議案第24号所管分及び議案第32号の審査	20
質疑（本保委員、野口委員）	
議案第19号及び議案第46号の審査	33
質疑（野口委員、森内委員、森西委員）	
採決	36
閉会の宣告	37

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年 3月15日(火) 午前10時 開会
午後 2時10分 閉会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 森内一歳 委員 大澤勝哉
委員 本保加津枝 委員 森西正 委員 野口博

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 助役 小野吉孝
市長公室長 中西肇 市長公室次長 羽原修
同室参事兼秘書課長 南野邦博 同室参事兼人事課長 中岡健二
同室参事兼人権政策室女性政策課長 寺西義隆
秘書課参事 山野芳男 同課参事 藤井智哉 政策推進課長 有山泉
同課参事 中野泰男 同課参事 山田雅也 人事課参事 杉本正彦
人権政策室人権同和対策課長 藤原堅太郎
総務部長 奥村良夫 同部次長兼財政課長 川崎修
同部参事兼法制文書課長 小寺芳政 同部参事兼市民税課長 中井秀一
同部参事兼納税課長 井田博敏 総務防災課参事 寺本敏彦
財政課参事 堤守 情報政策課長 東角泰典 固定資産税課長 宮部善隆
契約検査課参事 梨木幸三 収入役室長 今井勝 同室参事 佐伯卓治
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 杉浦徹
同局次長 高山真弓 同局参事 大砂涉
消防長 稲田晴彦 消防本部次長兼消防署長 石田喜好
同本部次長兼総務課長 浜崎健児 予防課長 水田謙二 警備第1課長 北居一
同課参事 池沢弘員 同課参事 関口一男 警備第2課長 埜口節夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 中井真穂

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成17年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成16年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第45号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
議案第37号 摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 5号 平成17年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案第12号 平成16年度摂津市財産区財産特別会計補正予算
議案第22号 摂津市の休日を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第24号 重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
(女性センターに関する部分)
議案第32号 摂津市立女性センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案第19号 摂津市収入役の事務の兼掌に関する条例制定の件
議案第46号 摂津市助役定数条例を廃止する条例制定の件

(午前10時 開会)

○三好委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は野口委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の質疑を行います。

大澤委員。

○大澤委員 それでは先日に引き続きまして、質問をいたします。

まず、庁舎管理事業の修理料1,588万円あまりの増額についてでありますけれども、これはご答弁で停電対策用の緊急電源装置の取替え費用であるということをお聞きしました。

それで、この装置の耐用年数とですね、それから過去にこの装置がどのように働いたか、その辺りをお教え願いたく思います。

また、この質問をしましたのは、昨年12月の定例会で本庁舎の外壁の漏水がございました。その修理ということでお尋ねしましたので、その費用が増額かなという思いもあってお尋ねしたんですけれども、結果今申し上げたように、電源装置の取りかえということであります。

したがって、その外壁の修理については、平成17年度予算の中に組み込まれておられるものかどうか、ちょっとその辺りがわかりませんので、お教え願いたく思います。

続いて庁舎総合管理委託料でありますけれども、この前年度よりも606万円ほど増額になっていると。これは3年に1回の設計価格の入札に対する予定価格の設定を増額計上したものであるということをお聞きしました。

増額については、委託の業務内容にどのような変化があり、増額となったものか、その根拠を再度お尋ねいたします。

次に、光熱水費でありますけれども、決算額では948万円余り減額となったのは、これは平成15年度のことです。ですから、平成16年度の決算はまだ出ておりません。平成16年度の結果がどうなったかっていうことがわからない状態で、平成15年度のみを基準に申し上げることはいかなるものかと思っておりますけれども、節約に努められて、1,000万円近い費用を減額されたという、この努力・成果に対する予算額ということになさったらいかなるものかという思いがありましたので申し上げました。

ところが、電気料金等は使用量の増減に対して、一定の契約があるというようなこともお聞きしましたので、そのところをもう少し詳しくご説明願いたく思います。

次に、地域防災の組織結成についてでありますけれども、未組織の5小学校区に対して、今後積極的に働きかけていくというご答弁でしたが、昨年も本会議等で質問いたしましたら、そのようなご答弁でありました。もっと具体的な取り組みですね、平成17年度はここまでやりたいというような目標のようなものがありましたらそれをお聞かせ願いたく思います。

実はこの13日の日曜日に別府小校区の防災訓練が行われました。その折、奥村部長も寺本参事もご出席されましたが、地域住民の方々が70名余りと、消防の分団とか、消防署の方々を含めて、100名近い参加者があり、その中で昨年に引き続いて防災に対する講習なり、また体験をするような機会がありました。

防災組織のできておる校区と未組織の校区とでしたら、いわゆる災害時における対応というのは、随分差が出るものと推測されます。

行政としては、市民全般に公平にそう
いったものはするべきであろうと、私は
思いますし、問題は防災って言いますけ
れども、自然災害は防ぐわけにいかない
面がいろいろあります。

一番大事なことは、災害にあった後の
救済をどのようにするか、支援をどうす
るかっていうことが、一番重要なことと
思うんですけども、その折に再度申し
上げておりますけども、組織のできてな
いところに対して、どのように一世帯ず
つに救援物資等を届けるんかと。

これはおそらくできないんでであると私
は思いますので、だけど住民の皆さんが
組織をつくってないからいかなかったと
いうようなことは、行政としては言えな
いと思います。

それだけに、なぜその組織がまだでき
ないのかっていう辺について、私わから
ないんですけども、阪神淡路大震災の
結果、組織のあるところとないところの
違いついていうことは、明確に出ており
ますから、そういうことをきっちり各自治
会の、未組織の自治会の方々にお話をし
て、それで理解が得られないものか、そ
こまでの認識がないものか、その辺りも
疑問に思うわけでありまして。ですから、
実情を申し上げ、それでとにかく立ち上
げてほしいと。

次に、校区における全自治会が立ち上
がった段階で組織結成をするっていうこ
とじゃなくて、もう2自治会でも3自治
会でも、そやなというような同意があれ
ば、まず組織をつくったらどうかと。

それで、あとはその校区で未加入の自
治会等に働きかける。また、発足すれば
置いてけぼりにされるのはかなわんとい
うこともありますから、当然入ってこら
れるんじゃないかという思いもします。

ですから、行政としては、そういう面

ではもう一定の期限を設けて、それまで
に何が何でもやるんだと。でないと、組
織、いやいや校区の組織の連絡協議会そ
のものが、立ち上がれないんじゃないか
と。そういう組織をつくった上において、
市内全域に一定の、一斉のまた対応がで
きると、私そのように思いますので、こ
れはもう起こってからでは遅いと。

まさか起こらないであろうということ
ではありますけれども、地震等だけでは
なくて、水害っていうことの方がむし
ろまだ、将来起こりうる可能性が大きい
んじゃないかという思いもしますから、
そういった面で、まず市民の皆さんに災
害における対応のあり方と、これはも
う、訓練しかありませんので、2年続け
て別府の場合を言いますとやりました。

延べにしましたら、やはり150名か
らそれ以上の人たちが、実際に三角巾の
使い方とか、また他の用具の使い方とか
いうことを体験なさったわけでありませ
んから、体験したことはできます。

ところが、体験しないことはいくら見
ても聞いても、実際にはなかなかいざと
なったらできないというのが現実だと思
いますので、その辺り積極的な対応です
ね、取り組みをもう1度お聞かせくださ
い。

次に、庁舎管理事業費のそれぞれにつ
いては、状況をご説明の中でよくわかり
ましたので、今後もひとつ対応よろしく
お願いしたいと思っております。

それから、納税課の通信事務費につ
いてでありますけれども、納期のお知らせ
はがきの送付回数を減らして、預金口座
からの引き落としの契約を増すように努
めるということで、ご答弁をいただきました
が、徴税率の低下を防ぐっていうこと
は大切なことと思っております。

これについての対策の成果の上がるこ

とを望むわけでありませんが、ただ、再度申し上げますけれども、減額が50万円ということでもあります。はがきの発送回数を減らせば、もっとの金額になるのではないかと思いますので、50万円という金額は、はがきの発送回数を減らしたけれども、こういうものが今度作業として加わってきたと。で、差し引きで50万円というような数字があると思うんですけど、そのところをもう少し、詳細をお尋ねいたします。

次が、課税事務事業についてでありますけれども、手数料の金額については、よくわかりました。

なお、家屋及び土地評価の支援システム修正業務は、固定資産の3年に1度の評価がえということに対する対策費用としてのことは理解いたしました。ただ、名称のですね、「支援システム」という、「支援」という言葉に、もうひとつわからない面がありまして、いわゆる業務の中で、これの作業、修正作業がどうして「支援」という言葉をつけておられるのか、その仕組みというんでしょうか、もう少し詳細を、ご説明を願いたく思います。

それから、基金繰入金について、主要基金実質現在見込高が約12億円まで減少してしまったとのことでもありますけれども、平成17年度に引き続いて平成18年度も公債費のピークが続くと推測します。

心細い限りであります。基金現在高が実質12億円である現状で、平成18年以降ですね、見通しはどうかと。

準用再建団体にならないっていう最大の努力をしていただく中において、その辺りをもう1度お尋ねいたします。

○三好委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 庁舎管理事業のう

ちのCVC Fの電池についてのご質問でございますが、どのような過去に事例がありましたかというご質問でございますが、庁舎の停電対策用の緊急電源装置でございます。停電や落雷があった場合に、発電機が作動するまでの間、急に電源が落ちて、業務が停止して、窓口業務に支障をきたすことのないよう、停電対策用の緊急電源装置を設置しております。

平成5年の新庁舎建設時に、停電対策用電源装置を庁舎全体のために設置しております。耐久年数は10年でありましたが、業者との綿密な打ち合わせによりまして、2年間はそのまま継続使用が可能であるということの確約を受けまして、2年間はそのまま購入せずに対応してまいりました。

その結果、3年目に突入しまして、今度は電源装置のもし寿命がきましたら、窓口の業務に支障が来します。買い替えすべき時期が来たというふうにご覧しております。

なお、このCVC Fを使った事例でございますが、平成14年5月30日に午後4時20分から約20分間、ポリテクセンターの木が倒れまして、電源が一時的に遮断されました。そのときにも、発電機が作動するまでの間、CVC Fを立ち上げて支障のないようにオンラインを一度止めまして、その後また再起動をさせました。

なお、去年につきましては、春に2回、夏に3回ほど、落雷による停電が起っておりまして、8月ですが、職員が夜中に出てまいりまして、夜中中にその他のシステムの支障を確認して、翌日の市民サービスには支障のないように努めてまいりました。

○三好委員長 寺本参事。

○寺本総務防災課参事 それでは修善料

についてのご質問でございますけれども、庁舎にかかりますので、庁舎停電対策用の非常電源装置につきましては、今東角課長の方から機器の説明があったところでございますけれども、庁舎管理の面からその電源装置の更新にかかる増額でございますまして、約1,500万円の増額となっております。

また、昨年の定例会でご指摘をいただきました、新館庁舎の漏水の件はどうなっているのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、平成16年度の予算で先月に、漏水箇所を重点的に補修を行ったところでございます。

それから、庁舎総合管理委託料でございますが、法律に基づきます、3項目の委託業務が追加になったことと、3年に1回の入札を行っておりまして、業者を決定するわけでございますけれども、平成17年度から向こう3年間の庁舎総合管理業務に伴う委託料でございますまして、予算額3,559万7,000円につきましては、あくまでも設計価格を予算に計上させていただいているものでございまして、委託料につきましては入札によりまして、落札価格になってまいりますので、今後2年目以降につきましては、入札による落札価格で、予算を計上させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、光熱水費についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、平成17年度当初予算としまして、前年度と同額を計上しておるのはどういうことかというご質問ですけれども、電気代につきましては、過去1年間の最大ワット数値をもとに、ピーク時電力という形で契約をしております。

現在の契約につきましては、毎月の電力が最大785キロワットを越えなければ

ば、料金割引が適用されるという契約でございますまして、しかしながら、夏の猛暑の時期や冬の寒冷時期など、天候の条件によりましては、冷暖房の使用が増加してまいるわけですが、最大785キロワットを超えたような場合につきましては、契約変更が必要になってまいります。

この契約変更になった場合につきましては、電気料金が加算されるということになりまして、昨年と同額の予算を計上させていただいておるわけですが、今後におきましても、節電につきましては絶えず努めてまいりたいと思っております。

また、予算が確保されていまして、より多くの不用額を出すように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから最後に、自主防災組織の未組織校区の取り組みにつきましては、ご指摘のように災害時の支援物資の配給の問題や、また火災時の活動の問題などが考えられるわけですが、校区内のすべての自治会が足並みをそろえるには、時間が必要になってまいります。

ご提案いただいておりますように、校区内の2、3の自治会でも立ち上げ気運があれば、その自治会でリーダーシップを発揮していただければと思っております。

いずれにいたしましても、公としての役割を認識し、あらゆる機会を通じまして、地域の方々により積極的に働きかけて協議検討してまいりながら、できるだけ早い時期に立ち上げができますように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○三好委員長 宮部課長。

○宮部固定資産税課長 家屋評価支援シ

システム及び土地評価支援システムに、「支援」という名称がついていることについてのお問いでございますが、土地や家屋の評価・課税は、適正かつ正確であること、課税までの期間が限られているため迅速性が求められること、また度重なる税制改正・評価基準の改正により電算システムが複雑化していることなどから、現在固定資産税課の課税事務におきましては、3種類の電算システムを活用いたしております。

電算ホストコンピューターにおいてオンライン運用いたします固定資産税システムは、土地・家屋・償却資産の各資産を賦課処理いたしまして、各納税者の税額を算定するもので、固定資産税課の固定資産税の根幹となる電算システムでございます。

その他に、原課で運用いたします家屋評価支援システムは、従来、紙と鉛筆と電卓で行ってございました新築家屋の評価計算や図面作成を電算上で行うもの、土地評価支援システムは、地籍図・航空写真等を電算上に取り込みまして、土地の現況、形状等、評価・課税に必要な情報を取得することを目的とした電算システムでございます。土地や家屋の課税客体を確実に把握し、適正かつ公平な評価を実現することを目的といたしております。

根幹となります固定資産税システムに評価の情報を取り込むための、別途固定資産の評価に使用する電算システムでありますことから、評価を支援する電算システムという意味合いで、評価支援システムと呼んでいるものでございまして、評価替ごとに再建築費評点基準表や路線価等の更新が生じますことから、それぞれ修正業務委託料を予算計上いたしましたものでございます。

なお、本予算につきましては、前回は平成14年度に予算計上をさせていただいたところでございます。

○三好委員長 井田参事。

○井田総務部参事 納期のお知らせにかかる予算額の影響についてご説明を申し上げます。

平成17年度の当初予算における通信運搬費につきましては、平成16年度当初予算535万円に対しまして、50万円減額の485万円となっております。

平成16年度当初予算に占める納期のお知らせにかかる費用は、おおむね165万円程度となっておりますので、年3回発送を年1回発送とすることにより、本年度の通信運搬費の当初予算については、計算上その3分の2の110万円程度の減額となるところでありますが、過日ご説明申し上げました口座振替の率の向上に向けた取り組みで、60万円程度の予算配分をお願いしたところで、差し引き50万円の減額となっております。

○三好委員長 堤参事。

○堤財政課参事 平成18年度以降の予算組みについて、ご答弁させていただきたいと思っております。

財政調整基金・減債基金・公共施設整備基金・総合福祉会館再整備基金の主要4基金の平成17年度末現在高見込みは、委員ご指摘のとおり、一般会計借入分を除く実質で、12億4,636万8,000円でございます。

しかし、平成16年度の決算時点では、例年のように決算不用額等によりまして、数億円程度は基金に戻るものと推測しております。また、平成17年度予算の執行段階でも、不用額が発生してまいります。で、これらを基金に戻すことができますので、これらの戻りがあれば、平成18年度の予算編成は、何とかできるも

のと考えております。

しかしながら、平成18年度で一定公債費のピークが過ぎましても、平成19年度以降退職手当のピークがやってまいりますので、基金の枯渇は時間の問題ではございます。

その後は赤字決算となり、財政状況はますます深刻になるものと予測されております。

今後の財政運営におきましては、第3次行財政改革アクションプランの着実な実行により、経費削減努力を継続するとともに、少しでも基金の温存を図るため、他に補てん財源がないか、他に借入れはできないか、そういうことを模索しながら、再建団体には落さない、落としてはならないという決意のもと、準用再建団体回避に向け、進めてまいりたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○三好委員長 大澤委員。

○大澤委員 いずれも今のご答弁で理解ができました。

その中で、要望ということになりますけれども、地域防災組織につきましても、とにかく早くしていただきたいと。

実は、先日の別府小校区の自主防災会の訓練の折の奥村部長のごあいさつの中で、「公助・共助・自助」ということをおっしゃいました。

まさしくそうだと思いますけれども、公助を本当に機能的にするには、お互いに助け合うことと、自らが助けるといふ、その実践と言いましょか、その実態がなければ、公の援助は生かされないという厳然たる事実について、さらにご認識を深くしていただいて、とにかく速やかに市が全域にわたって公平になるように努めていただきたいと思っております。

次に、財政運用については、本当に将

来を憂うわけでありましてけれども、市長が言われているように、何とかこれ乗り越えるというようなことも申されております。創意工夫を行っていただく中で、最大の努力をしていただき、何とか乗り越えていっていただきたいと。

当然、我々議会もそれに対しては全面的な協力というんでしょうか、対応をしなければならぬと思っておりますけれども、今後ともひとつよろしくお願ひいたします。

○三好委員長 自主防災組織について、ちょっと奥村部長から補足答弁。

○奥村総務部長 それでは、自主防災組織の100パーセント組織化に向けて、決意のほどをちょっとご披露させていただきたいと思っております。

2月の27日に味生小学校で7番目の小学校区の自主防災組織が誕生しました。

残るところ、ご指摘のように5小学校区でございます。

以前、摂津警察署の方に自主防災組織について、お話を伺ったことがございます。

他市に比べて、自主防災組織の活動の感想を求めたところ、他市については組織化されているところでも訓練を行っていない等、ペーパー組織が多く、摂津市は組織化もさることながら、自主的に訓練をかなり進んでおられるということで、摂津市民の方の防災意識、かなり進んでいるのではないかというような感想も聞いたことがあります。

しかし、我々としてはこれに甘んずることなく、やはり100パーセントの組織化というのは、やっぱり目標でございます。

過日、総務常任委員会で野口議員の方で防災関係の質問の中で、こういうことをおっしゃっておられたんです。地域防

災計画の見直し、防災推進計画、あるいは洪水ハザードマップの取り組み、防災元年としての取り組みをなされますが、というご質問がございました。

我々うまく表現はできませんが、まさしく防災元年というような気持ちで、意識で、平成17年度は取り組みを強化してきたというふうに思っております。

自主防災組織については、組織化100パーセントの強化年というような位置づけで取り組みますので、よろしく願いしたいと思います。

○三好委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第45号の審査を行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○稲田消防長 議案第45号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料、条例関係その2の116ページから137ページにかけ、新旧対照表を記載いたしておりますので、併せてご参照願います。

今回の改正は、近年の固形化燃料発電所爆発事故や、タイヤ火災事故等の産業施設での大規模な事故が連続し、甚大な被害を与えたことなどを受け、産業災害事故防止対策を進めるため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律、平成16年法律第65号、が施行されたことにより、摂津市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の概要につきましてご説明申し上げます。

第31条から第31条の6、第31条の8、第33条、第34条、第34条の3の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物等に関して貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項の改正であり、従来の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準に加え、貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について条例で定めることとされたため、それぞれの条文において両基準を整理したものでございます。

第34条の規定は、再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって、発熱または可燃性ガスの発生の恐れがあるものについて、貯蔵および取り扱いの技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準を規定したものでございます。

第34条第2項第3号イ及びウは、合成樹脂の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準に関する事項の改正で、火災の拡大防止等を図るため、屋外の場所において貯蔵し、または取り扱う場所の周囲に一定以上の空地を保有するか、または防火上有効な塀を設けることとしたこと、並びに、火災被害局限化のため屋内において異なる取り扱いを行う場合の取り扱う場所の相互間についても区画することとしたものでございます。

第34条の2は、危険要因の把握と必要な措置について、自主的な保安対策による事故防止の推進を図るため、別表第8に定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等に限る再生資源燃料、可燃性固体類、可燃性液体類、または合成樹脂類を貯蔵し、または取り扱う場合は、火災の発生及び拡大の危険要因を自ら把

握するとともに、火災予防上有効な措置を講じることとしたものでございます。

第46条は、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取り扱いの届出で、別表第8に掲げる品名に新たに再生資源燃料を加え、1,000キログラム以上の数量を貯蔵し、または取り扱う場合は、届け出なければならないとしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成17年12月1日から施行するものでございます。

なお、別表第8の備考第7号の改正規定中、別表を別表第1に改める部分は、公布の日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

以上、火災予防条例の一部を改正する条例制定の内容説明とさせていただきます。

○三好委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 今もご説明があった内容を、そのまま受け止めれば、この間、固形燃料施設だとか、産業施設で事故が多いということで、消防庁として、貯蔵だとか取り扱いについて、今回きちっと技術的な面で改正をするということだと思っておりますが、昨年、ちょうど1年前に鳥飼上4丁目で、RPFの施設建設問題で、いろいろ物議がかもされましたけども、先程の説明ではああいう施設でどのぐらい貯蔵があれば届出を要し、条例の規定になるということであれば、1,000キログラムという話があったと思っておりますけども、なかなかちょっと条文で分かりにくい分がありますので、そういう工場で固形燃料をつくるとした場合、1年間

中、1か月通じて1,000キログラムなのかですね、ある瞬間にその施設で1,000キログラムの固形燃料をつくった場合、この条例の規定が適用されるのか、その辺の中身について、ちょっと教えていただきたいと。

それと、去年はそういう固形燃料化施設について、消防法上の規定はない中で、地方自治体の中でそれに応じた指導なり監督はしとったと思うんですけども、この法律ができて具体的に摂津の場合は、いろんなそういう燃料施設がたくさん建設もされつつありますし、されていますし、そういうことも考えて、この条例が通った後、そういう産業廃棄物の固形燃料化施設が多いという地域性からして、これどういうふうに生かしていこうとしているのか、この2つですね、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○三好委員長 水田課長。

○水田予防課長 条例規定の適用ということで1,000キログラムということなんでございますが、当指定可燃物につきましては、届出等される場合に、品名及び最大数量を記入する掲示をしなければいけないということになっておりますので、委員のご質問の件に関しましては、最大数量を取り扱うということで、年間とかそういうものには限っておりませんので、よろしくお願ひします。

それと、2点目でございますが、改正によって現に存する廃棄物処理施設について、どのような適用がされるのかというご質問でございますが、現実に我々が把握しておる廃棄物固形燃料をつくっておる施設については、3件把握しております。

それ以外、大阪府の許可に当たります産業廃棄物関係は、平成16年2月現在で21件、その後先ほど委員がおっしゃ

られました1件が増えて、22件と把握しておりますが、それらの施設につきまして、当然46条の改正の中に届出義務が、12月31日までに届け出なければいけないという条例がございますので、それに則って1,000キログラムを最大に保有、貯蔵される場合については、届け出なければならないということになってきております。

ただし、当該施設等におきましても、平成14年8月27日付予防部長より通知されております、不燃ごみ等廃棄物処理施設の火災予防安全対策指導指針、並びに平成16年2月23日付消防庁消防課長より通知されております、ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策に則り、それらの施設につきまして安全対策を十分施させておるところでございますし、消防法に則り防火対象物、その建物に対する消防用設備等も設置させ、我々も検査済みということになっておりますので、現実にこの改正がなされることによって起こることは、おそらく届出の部分だけではないかと理解しております。

○三好委員長 野口委員。

○野口委員 お答えいただきましたが、まず1,000キログラムの最大数量保有というこの位置づけですけれども、瞬間であっても1,000キロ超えるということであれば、当然この条例が生きるということに理解していいのかがどうかが1つですね。

それと、RDFとRPFの、いろいろ産業廃棄物を活用して、再生資源燃料化するというところで、いろんなその他もあるかもわかりませんが、家庭から出るごちゃ混ぜのごみを圧縮して、燃料化するのがこのRDFと。

廃プラスチックや紙くず木くずなど、こういう廃棄物を使って燃料化するのが

RPFということと言われてますけれども、このどちらも、今回の条例改正によって危険物ということで対象になるのかどうかの確認も一応しておきたいと。

もう1つ今お話があった摂津市内では再生資源燃料化施設が3件といわれた後ですね、府の許可を取っている施設が鳥飼上も含めて22件とおっしゃいましたけれども、この3件と22件の違いですね、ちょっとわかりやすく説明をいただければと思います。

○三好委員長 水田課長。

○水田予防課長 最大数量の件でございますが、1日に最高1,000キログラムを保有すれば対象になるというふうに理解しております。

それと、RPFとRDFについてでございますが、再生資源燃料といたしましては、どういうものが該当するかと申しますと、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に、「この法律において再生資源とは使用済み物品等または副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの、またはその可能性のあるものをいう」という明示がございますので、これによりますと、使用済み物品等が原材料になるものについては、再生資源と位置づけておりますが、RPF、RDFにおきましては、ご存じのとおりRDFの場合は生ごみ等を含んだ再生資源ということになっておりまして、RPFは生ごみを含有しないということで、廃棄物固形化燃料等といたしまして、このRPFもRDFも、今回の改正では同時にくくっておりますので、よろしく願いいたします。

それと、3件と22件の違いということでございますが、3件におきましては固形化燃料をつくっておる事業所でございますので、その他の事業所に関しまして

は、中間処理施設として現に燃料はそこではつくっておらないというふうに把握しております。

○三好委員長 いいですか。

他にありませんか。

森内委員。

○森内委員 今回条例改正なんですけども、昨年ですかね、東別府でR P Fの工場ということで、試験操業中に事故があった、まあ火災なんですけども。この事故は機械自体から火災が発生したということで、その原因がはっきりしないということも聞いておるんですけど、それに対応するような条例改正がなされているのかというのが1件です。

それと、もう1つは、消防だけではなく、本市の場合は環境対策課ということで、民生の管轄になるんですけども、その連携を保たないと、許可自体が大阪府にあるということで、この条例がどこまで効力を発するかということ、その2点、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○三好委員長 水田課長。

○水田予防課長 まず火災の件でございますが、あの火災におきましては原材料を粉碎・圧縮する機械の中に、これはもう推測でございますが、異物が混入して火災になったのではないかとこのように言われております。ということになりますと、今回の改正におきましては、燃料と規定しておりますので、あの段階ではまだ燃料になっておりませんので、この火災予防条例では現実には縛れないのではないかと理解しております。

それと、条例の効力でございますが、確かに廃棄物処理施設に関しましては、府の許認可でございますので、摂津市の火災予防条例が直接及ぶことはないと思うんですが、当然この条例に関しまし

ては、国の方から各政令指定都市を含みまして、各市町村に条例改正をなさいたいということによってきておりますので、大阪市も当然条例改正をするということで、大阪市自身がその許可をされる部分、関係部署と協議されてそういう意味では、適正に効力を及ぼすのではないかと理解しております。

○三好委員長 森内委員。

○森内委員 条例には罰則規定というのはございませんので、この点、昨年の東別府のR P Fの再生処理工場にいたしましても、事故が起こっても市としては、はっきり申しまして、指導権限がないといったところかもしれないけれども、それでは条例の不備でないかと思うんですけれども。

それともう1つ、監督指導というのが府の産業廃棄物指導課だと思っておりますけど、この辺のところ、非常に市として指導力がないというか、この条例を制定しても、業者に対してお願いに行くというような形では、市内に3件の工場があるわけですけれども、昨年にも1件新たに鳥飼上で操業をされるということで、その当時ではこの条例が全然適用できなかったということで、今後の指導方針として、どのような方向を持っておられるのか。

先程も言いましたけれども、この指導については、市の環境対策課の方とでも連携を取っていかなければならないと思うんですけど、その点のこの条例の効力というものはどの辺まであるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○三好委員長 水田課長。

○水田予防課長 罰則につきましては、おっしゃられたとおり、今回に関しましてはついておりません。

ただ、我々といたしましては、相手の

企業等と火災予防上のことにつきまして協議し、火災発生、災害の発生しない状況をつくり出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、今後の指導というお話でございますが、先程も申しましたように46条で届出義務が発生いたします。当然我々としたしましては、受付をするだけではなくして、条例改正されるという視点から、市民の皆様方の注目も浴びているということもございまして、消防としましても、1つ火災が発生した場合には、大火災になる恐れもございまして、受理した場合には、当然その建屋あるいは固形燃料の原材料等の設置場所等につきましても、立入検査と申しますか、検査をさせていただいて確認し、法令上誤りがないかを検査していきたいと思っております。

なお、その後におきましても、消防の見地からなるべく業者と密接な関係を持ちながら、火災予防に協力していただくという方向で、指導してまいりたいと思っております。

また、環境対策課との連携におきましても、現実に今もやっておるところでございまして、なお一層密接な関係で調整してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○三好委員長 森内委員。

○森内委員 最後にしておきますけれども、今回改正になります46条の届出義務ということなんですけれども、例えば届出義務だけで、市としての例えば指導等ですね、届出だけでいいですよと、後は全部府の産業廃棄物指導課ですよというわけにもいかないと思うんです。

と申しますのは、昨年度鳥飼上で、RPFの工場進出において、大きな反対運動があったということですので、今後、

またRPF、RDF、そういうふうな工場が進出してきた場合に、市の対応というものが問われてくると思っておりますので、その点について、今後の対応策と申しますでしょうか、市のきちっとした方向性を持っておかないといけないと思っておりますので、その辺だけお聞かせいただきたいと思っております。

○三好委員長 水田課長。

○水田予防課長 方向性ということでございますので、今回の改正におきまして、届出等された業者につきまして、先程も申し上げましたが、条例に則った置場等の管理等及び消防法に則った規制、それと先ほども申しました消防庁から出ております指導指針等に則り、厳正に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○三好委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時57分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第37号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 今議会に指定管理者制度導入に関して、いくつかの条例改正が出てはいるわけですが、総務常任委員会では今回この市立集会所の管理について、自治会に今委託している形から、直営にするということの内容の条例改正の提案になってます。

そこで、まず集会所条例に関する直接の問題では、現状で自治会に委託をしておると申すことで、参考資料を見ますと管理の規定と委託期間と経費、造作等の

制限というところで、「受託」という言葉とか、経費の問題について、新しく改正では、費用の負担と造作等の制限ということで、条例上はそういう改正を行おうとするものですが、確かに自治会に現行どおり管理委託ということでなれば、いろんな事務的な雑多な仕事もたくさん出てきますし、そういう点ではいろいろしんどい部分があるんで、そういう内容も含めて、直営にするということだと思っておりますけども、他の委員会の管轄になっている施設の関係条例の改正では、どこの団体に委託をしますよという部分の提案はなくて、基本的な各施設ごとの条例改正提案をされてるということなんですけども、今回集会所だけは直営にするという方針のもとに改正されてるということなんで、現状と比べてどうなのかっていうことと、なぜ直営かということとを理屈といいますか、ちょっと1回教えていただきたいと。

それと、指定管理者制度の基本的な問題についての質問であります。

代表質問でも一応質問申し上げたわけですけれども、自治法の改正によって来年の3月末まで、指定管理者制度の導入をしなければならぬという決まりが出てきて、現状管理委託をしている施設については、直営にするのか指定管理者制度を導入するのか、その判断をせざるを得ないということになります。

この導入の背景はご承知だと思いますけども、いろいろ過去から進めてきた、官から民ということで、公的な仕事をより民間に与えていくという流れの一環でありますし、政府の思惑はこのPFIが1990年に、15年前に導入されたけども、この建設から管理運営まで、公的な部分について、民間の参入もオツケーだと。

特に今回は、来年の4月から基本的には導入されますから、そこでより市場として、利益を得る施設として市場として、この公的な施設の管理運営を試していこうというのが、その背景にあります。

そういう点をきちっと見ていただいて、これまで果たしてきているこの公の施設の目的をいかに果たしていくのかというところは、一番のポイントだと思うんです。

そこで、いろいろ基本的な指針はあるわけですが、本市としては10月以降に提案されることになっていきますけども、現状の管理委託先に指定管理ということでお願いするというを基本にして、今後いろいろな手続き等々進めていこうと思っておりますけども、この公の施設の役割を果たしていく立場から、住民の方が利用したり、そこで正直いろんな人権問題もあるかと思っておりますけども、そういう公の施設の役割を果たすという意味で、今回のこの指針の中で、どういうふうに整理をされたのかというのが1つであります。

それと、情報公開ということについては、年に1回事務報告書的な業務仕様書なども出していただいて、出された書類については、情報公開条例の対象になるということで、一定担保がされたわけですが、いろいろな施設のいろいろな種類がありますから、現在女性センターなども、運営委員会的な、いろんなものがあると思っておりますけど、そういうきちっとした施設ごとにあるその施設を、住民自身の立場から管理運営、住民の側から利用者の方から意見を申し上げて、それを受け止めてきちっとちゃんとした運営を行っていくということなども、大事な点だと思いますけども、そうした運営上の中で問題が発生した場合、ほんまであればそこに運営委員会がちゃんとあって、

もんでいただきたいと。

で、起こった問題については、行政と責任を持つという2段階で、運営について責任を持つということ大事だと思いますけれども、その辺の問題はどうなるのかということなのです。

それと、スケジュールですね。今議会終わりますと、4月から準備が始まっていきます。

仕様書の作成からずっと流れが書いておるんですけれども、9月の市議員選挙終わった後、指定管理者の議決を行っていききたいということになってますけれども、この3月議会終わった後、次の指定管理者の提案を行うというところまで、どういう検討を基本的に行っていくのか、その3点、ちょっとお願いしたいと思えます。

○三好委員長 条例では、摂津市立集会所条例の一部を改正する条例の、今審査なんです、これは直営という方式をとってまして、ただ指定管理者制度の導入に伴って直営方式という改正条例になっている観点から、いろんな指定管理者制度についての質問、幅が広い質問になってますが、整理をして答弁をお願いしたいというふうに思いますんで。

まず、なぜ直営かという点から、寺本参事。

○寺本総務防災課参事 集会所直営の理由でございますけれども、集会所の建設のまず経緯でございますが、地域の要望によりまして建設されたものでございまして、その管理運営につきましては、地元自治会が行うのが前提として建設された経緯がございます。

その集会所の利用につきましては、地元自治会の総会や盆踊り、また年末夜警などに利用されておるわけでございますけれども、また51か所のうち、地域の老

人常設集会所という位置づけの集会所も含まれておりまして、地域に密着した利用が行われているところでございます。地元自治会の行事等も頻繁に行われることから、地元へ鍵をお預けしている状況であります。

また、鍵を預かっていただいております地元では、お年寄りとか年配の方が多く携わっていただいておりますけれども、各自治会へは水道料金や電気料金の光熱水費の基本料金相当額としまして、年間3万5,200円を支払っておるところでございます。

これにつきましては、エアコンやテレビ等の設置につきましては、各自治会の方で負担していただいておりますけれども、光熱水費等の不足分につきましては、地元自治会で負担していただいている状況であります。

また、地域の特色を生かしました行事等に備えまして、それぞれの地元自治会では必要備品を備える場所としても利用されておるわけでございますけれども、指定管理者制度を適用した場合には、申請時でございますけれども、指定管理者申請書や指定期間事業計画書等々の書類が必要になってまいります。

また、毎年度、事業実施計画や事業実績報告等の書類が必要になってまいりますわけですが、年配の方やお年寄りなどが多く携わっていただいている現状を勘案しますと、煩雑な書類の提出は地元自治会の反発も避けられないばかりか、今後の運営にも多大の影響を与えることは避けられない状況であります。

制度につきましては、大きな部分に民間活力を導入することが趣旨ではないかと考えまして、法律的には疑義が若干残るわけでございますけれども、集会所の特殊な利用形態や、規模的にも実情からい

たしまして、制度にはなじまないものと考えまして、これらのことから直営方式を採用いたしまして、鍵の管理などは地元任せながら管理運営を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○三好委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 それでは今上程されます市立集会所の条例改正に、集会所に限ってご答弁申し上げたいと思います。

ご存じのように、指定管理者制度というのは、従来の管理委託から指定管理者制度というふうに地方自治法で変更になりました。

指定管理者制度を選択するのか、あるいは直営を選択するのか、いずれかということになるかと思えます。

それで、集会所の分につきましては、今縷々説明させていただいたように、直営方式を選択させていただきました。実情を言いますと、指定管理者制度を選択しなかったという方が適切だと思います。

指定管理者制度というのは、民間の能力活用や、あるいは住民サービスの向上、そして経費節減等々を考えられるんですが、それぞれ51か所あります市立集会所につきましては、さほど規模も大きくなく、小さな規模でございます。そういう部分では地元の今までの歴史、あるいは経過も踏まえまして、従前と同じような形態で、今後も運営していきたい。直営方式が、それがいいのかという疑問もあろうかと思いますが、指定管理者制度にはなじまないというような選択を、今回させていただきます。

○三好委員長 山田参事。

○山田政策推進課参事 今回の指定管理者制度導入に当たっての、本市の基本的な考え方ということで、何点かご質問がありましたことについて、ご答弁申し上げ

げます。

まず、指定管理者制度、先ほどからお話がありましたように、効率的かつ効果的に施設のサービスを提供するというのが大きな目的であるわけなんですけれども、それと同時に公の施設、本来の目的といいますのが、公平・公正なサービスの提供というところにありまして、その2つの目的をどのように整合させながら進めていくのかということで、まあ一定今回方針を示しておるわけでありまして。

基本的には、従来からいろんな施設については、適正なサービスの提供ということで、外郭団体等に運営を委託しているケースがあるわけです。

それで、それぞれの実績ということをお勘案して、基本的には5年間継続して今のところに管理を任せていくというような方向での指針を立てました。

今後についてなんですけれども、5年後については民間の活力ということも導入の目的ですので、一定公募ということも視野に入れながら、それぞれの施設の運営の目的を達成するために、どういう主体が一番望ましいのかということ、それぞれの施設ごとに判断して、決定していくという形になるかと考えております。その場合については、複数の指定の候補者の中から選ぶということでありましたら、その選考の委員会というのを設置して、公平、透明な形で選んでいくというようなことで、複数の中から選ぶ場合には、そういう選考委員会の設置も考えておるところであります。

それから、利用者の人権、あるいは個人情報保護とかいう観点で、今後、直営じゃなくって指定管理者の場合、どのようにそういうのが守られるかっていうこともご質問あったかと思いますが、その点につきましては、条例の中に一定こ

う使用の制限でありますとか、使用許可の取り消しあるいは秘密保持の義務という項目が、それぞれ指定管理者で行う場合の施設の設置条例には、今回盛り込むこととしております。

そういった中で、一定条例の縛りの中で、指定管理者がそれぞれ施設の運営をしていくわけでありましてけれども、一義的にはその対応というのは、指定管理者の方がその管理代行をしておるわけですから、一義的には責任を取っていくこととなりますけれども、当然、市の方にも設置者としての責任というのがあるわけですし、そういうところで市も当然ながら責任を取るといった対応が出てこようかと思っております。

具体的に今後、指定管理者と仕様書の中で、個々の業務について取り決めを交わしていくわけでありまして、そういうところで業務の役割分担でありますとか、そういうところを明確にしていくということになります。

それから、今後のスケジュール的なご質問があったかと思うんですけれども、これについては今回上程させていただいている各指定管理者の条例が可決されましたら、次には管理者の選定ということで、具体的には指定管理者の候補となる、というのは実際現状管理を行っております団体等と協議を行いまして、具体的な今言いましたような業務役割分担というようなものを詰めていきます。

手続きに沿いまして、指定の申請書、あるいは事業計画書、収支の計画書といった関係書類を整えていただきまして、市の方でその内容について審査していく、あるいは一定いろんな市の方から団体の方に注文をつけていきますというやり取りを行います。

その上で決裁を取った上で、次の10月、あるいは12月の議会でこの施設はこの団体に指定しますという議案を上程させていただくという形で、それが決まりますとあとは予算、そして平成18年からの指定管理者制度に基づく管理の実施と、このような流れになっております。

○三好委員長 野口委員。

○野口委員 市立集会所の件ですけども、直営でぜひやっていただきたいということは、本旨でありますけれども、この導入によって現状いろんな日々の仕事の中で、文書類でも若干の改善が必要になってくるだろうと思っておりますし、そういう今でもいろいろ忙しい中で、管理もし、自治会の活動をされているということでもありますので、きちっと指定管理者制度導入により、直営することによって生じるさまざまな仕事について、変更点について丁寧にご説明していただいて、そこでいろいろな問題が生じないようにしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

指定管理者制度導入そのものの問題ですけども、例えば今10月までの間で現状委託している団体との協議やり取りを行っていくということはありますけれども、そうしますと本市としては、今回は公に募集はしないということなのか、もう1つは当然選定委員会なるものは今回つからないということになるのか、ちょっと2つ確認だけしておきたいと思っております。

○三好委員長 冒頭申し上げましたように、今回の議案については、指定管理者制度を導入せずに直営になった、その違いについてのご質問であって、答弁者もそれをわきまえて答弁をするようにお願いいたします。

山田参事。

○山田政策推進課参事 指定管理者制度

導入に当たって、指定の団体を公募しないのかということと、選定委員会は設けないのかというご質問ですが、この点についても指針の中でも触れておるんですけども、従来から委託しておりますその団体に引き続き当初管理を代行させるという場合につきましては、1者ということになりますので、いわゆる特命みたいな形で行うということで、公募の形はとらないというふうに考えております。

今後、次の指定期間、更新の折には公募ということも、それぞれの施設の趣旨に沿って判断していくという形になります。

それから、選定委員会ということなんですけれども、これにつきましても1者を選定する場合については、管理運営が適正に行えるのかどうかというの、これは過去の実績等もあるわけですから、市の方で一定判断した上で、決定していくという形になります。

これについても、公募ということで複数の中から選ぶということになりましたら、一定いろんな形でのご意見をいただきながら、どこが適正なのかという判断が必要になってこようかと思っておりますので、複数の中から選ぶ場合については、選定委員会というのを設置することを考えております。

○三好委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第5号及び議案第12号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時26分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第22号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 1点だけちょっと確認しておきたいと思えます。

今回、改正されようとしている中身で過去実施していたのを数年前から現状の方に日にちを変えた。一般的には年末いろんな各家庭で掃除したりした場合に、その持込なども29日にできますので、そういう面からすれば現状がいいという部分もあるわけですが、全体的な問題もありますし、当初、こういう目的で現状に日程を変更したけども、今日、元に戻すということの整理された庁内論議といたしますか、1回その辺ちょっと教えていただきたいと思えます。

○三好委員長 中岡参事。

○中岡市長公室参事 年末年始の休暇についてでございますけれども、昭和58年度から現行の制度といたしまして、12月30日から翌年の1月4日までを休みといたしました。

この分につきましては、できるだけその民間企業等の休みも考えた中で、年末いろいろ、そのごみの収集でありますとか、いろいろなこと考えた上で12月30日からに変更させていただいたんですけども、昨今、この北摂の地域でいいますと摂津市以外につきましては、12月29日から1月3日までが年末年始の休みとなっております。そういう事情の

中で例えば、宿日直、あるいは年始の収集の業務等につきまして、他市の方でも4日からしているのに摂津市はなぜ4日からしていないのかということでもいろいろ問い合わせなり、苦情が多数、今までありました。そういう中で、うちの方といたしましても北摂の各市に合わせて、12月29日から翌年の1月3日までを休みとするというふうに変えさえていただくものでございます。

ただ、その収集業務等につきましては、29日から休みということでもございますけれども、一応、土曜日曜が入った場合は別ですけども、30日までは収集もするというふうに聞いておりますので、市民サービスを低下させないという形で、そしてまた市民なり商工業者からの要望等も含めて考えた上で、12月29日から1月3日までに変更させていただきました。

○三好委員長 大澤委員。

○大澤委員 今のご説明ですけども、1月4日がなぜかという、市民からの問い合わせというのは当然かと思うんですけどね、ただ29日も休みになったということは恐らく頭はないと思うんですよ。一般企業においても29日までは業務をやっている場合が多いから、問題は29日から休みとなっても市民に密着するような業務については従来どおりの形をとっていただかないと今度は、29日なんて休むねんということが出てきますわね。4日はそりゃ結構やということになりませんかと思えますね。

それから、土曜日曜の場合、別とおっしゃいましたけど、どういうように、別という意味をちょっとご説明ください。

○三好委員長 中岡参事。

○中岡市長公室参事 収集業務の件についてでございますけれども、今、委員おっ

しゃったように市民に密着したということがあるんですけども、収集の場合でしたら例えば、その29日が日曜日、あるいは30日が日曜日の場合は当然その通常の業務としても30日は勤務いたしておりませんので収集はしないということになります。そういうのは別にしまして29日、30日が通常の勤務を要する日である場合には、今後とも、例えば年末の休みが29日からになったといたしましても30日までは収集の業務についてはするというふうにございます。

ですからそういう密着した部分についてはそういう方向でさせていただきたいと思っておりますので、市民サービスについては低下しないと考えております。

○三好委員長 大澤委員。

○大澤委員 よくわかりました。

ただ、その変更になったということをよくよく市民にお知らせいただいて、事前に苦情の出ないような情報提供をしっかりとさせていただきたいと思えます。

○三好委員長 森内委員。

○森内委員 この22号の改正なんですけれども、この際、職員には有給休暇約40日ですかね、それと夏期休暇がプラスされるということで、この夏期休暇というのは国基準では3日が確か設けられてると思うんですけども、本市の場合は7日ということですけども、有給休暇プラス夏期休暇ということで大阪市の例もあるんですけども、もっと公務員は仕事したらどうかということもありますので、今回条例改正ということで1月4日を3日に改めてということで4日から仕事をしていただくということなんですけれども、もっとサービスの向上に努めて、公務員は仕事をしたらどうかというような声もあるんですけどね、その点についてどういうふうにお考えか、その点をお

聞かせただけならと思います。

○三好委員長 中岡参事。

○中岡市長公室参事 夏休み、あるいは有給休暇等に関連してもう少し働いたらどうかということなんですけれども、有給休暇の消化率つきましては、通常1年間で20日、20日1日も休まない場合でしたら丸々繰り越してできますんで、年40日という形になります。そういう中で消化率つきましては一応、大体15日から16日が1人の平均の職員の有給休暇消化率になっております。

夏休みについては7日、ご指摘のようにあるんですけれども、その部分については7日がほぼ全員消化しているというのが現状でございます。

今、おっしゃいましたようにその夏休みが、国が3日ということは十分承知してるんですけれども、やはりそれぞれ組合との交渉の中でそれぞれ築いてきたもので、大阪の地方でいいますと大体7日から8日というのが夏休みの基準になっております。

ただ、いろんなご指摘の中で、例えば民間企業が、その有給休暇の中のある日数だけを指定休暇にして、それを夏休みと一緒に夏休みという形で指定させて4日なり5日になるよう使うという手法も民間では行っているようでございます。今後そういうことについては、一度、私どもの方でも研究させていただきたいと思っております。

○三好委員長 森内委員。

○森内委員 今の中岡参事の方からご答弁いただいたとおりなんですけど、市民感情としましては、やはり有給休暇の消化率が15日から16日という中であれば、やはりその夏期休暇というものもその中に含めて一度検討していただけたらなと思います。

これは要望しておきますのでよろしくお願いたします。

○三好委員長 よろしいですか。

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第23号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 今回、徒歩通勤で2キロメートル未満の方の通勤手当を廃止するという内容であります。

こういう、いろいろ市民から見て是正を求めているといういろんな分野について新聞沙汰も含めて、最近はいろんな問題が惹起してきますけども、組合ときちんとやっぱり協議をしていくというのが前提でありますから、いろいろの間、摂津に関する記事も出ておりますけども、このいわゆる人事課として組合との協議はどうなってきたのかと。

この前も水道局の問題についても出ましたけども、そういう部分についてはまだ話が公表するに至ってない中で、公表されたとかいろんな問題が耳に入ってくるわけでありまして、市民から見て是正をする問題はちゃんと是正をする。しかし労使協議をきちんと行って、そこでちゃんと手続上、従って事を進めていくといくのは大事だと思いますので、その流れについてちょっとお尋ねとききます。

もう一つは、今回、これ通勤手当は一般職の職員の給与に関する問題の範疇に入りますけども、市民から見ていろいろ特勤手当問題について、摂津市はどうかというご意見も聞くわけでありまして、条例めくってみますといろんな問題があるわけですね。この間いろいろ

労使協議の中で積み上げてきた中身だと思えますけれども、例えばその市税だとか、国民健康保険料も入りますけれども、滞納分を市の職員が徴収に従事してその滞納分を徴収すると、収入になるとした場合、いわゆる通常の月給に対してその徴収した額の率をかけて、プラス α をいただくということもあるわけなんです。だからそういう問題も含めていろいろ市民から見て、この間の経過は一応重んじるとしてもきちんとしたこの現時点での精査が必要だと思うところもありますので今後、こういう問題についてどういうふうを考えているのか、ちょっと参考に聞かせていただきたいと思えます。

○三好委員長 中岡参事。

○中岡市長公室参事 今回条例を上げさせていただいております通勤手当の分についても、組合とは一定の協議をした上で廃止の方向ということでこれ条例を上げさせていただいております。今、委員がおっしゃったように特勤手当なりいろんなところで見直すべき点はあると思っております。

これは、大阪市が出たからとかどうかという問題ではなくって、摂津市の場合には平成2年に特勤手当についてもかなり大規模な形で見直しもいたしております。それもすべて含めて、組合と十分協議した上で条例の改正なりを上げさせていただいているもんやと思っております。今後、先般の委員会でもご指摘のあったような特勤手当につきましても、組合と十分に協議した上で廃止する旨、あるいは見直しする旨の内容をまた組合との協議が整いましたら議会の方に提案をさせていただきたいと思っております。

○三好委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時44分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第24号所管分及び議案第32号の審査を行います。

本2件についても補足説明を省略し、質疑に入ります。

本保委員。

○本保委員 それでは、24号と32号についてお尋ねをいたします。

まず、24号の方でございますけれども、この女性センターの名称変更につきまして数点にわたりお尋ねをさせていただきたいと思えます。

男女共同参画センターのこの名称につきましてですけれども、この名称の決定はどのような形で行われておられるのか。その経過についてお尋ねをいたします。

また、この名称変更と一緒に、こう並んで「総合福祉会館の廃止等に伴い」というところが付記されておまして、ともに条例制定となっておりますけれども、これはなぜ一緒になっているのかご説明をお願いいたします。

別にすべきではなかったのかという観点から、また後ほどこれにつきましてご質問させていただきたいと思えますけれども、このセットにされているということで女性センターが貸館だけに移行されるのではないかと、その使用されている市民の皆様からのその不安とか、そういったお声がこちらの方に届いておりますので、これについてお尋ねをしたいと思います。

また合わせて、男女共同参画センター、また総合福祉会館等の廃止等に伴ってその名称が変更されるということで、その女性センターとしての本来の意義が失われ、単なる貸館化するのではないかとい

う危惧に対してもどのようにお考えであるのかお答えをいただきたいと思います。

この男女共同参画推進条例が、いまだ制定されていないこの段階で名称だけを先行して、なぜ変更されたのかということにつきまして、果たしてその整合性が図られるのかということで、平成17年度見直していくというふうにおっしゃっておられます女性プランとの整合性はどのように図っておられるのか。

この時点でまたどのように図ったと考えて、このような改定、改正に名称変更にお取り組みになったのかということについてお尋ねをしたいと思います。

また、この関係者の皆さんへの説明責任は果たしておられるのかということにつきましてお尋ねしたいと思います。

また、現在この使用しておられる市民の皆様やその関係者の皆様の理解と納得は得られているのか。こういった点についてお尋ねもいたします。

また、婦人労働会館からこの女性センターに名称変更がなされたときのそのプロセスというものにつきましては、この条例制定、女性センター条例の制定を含めて、市民の皆様の意見が、しっかりと反映されたものでありました。その経過につきましては周到でありまして、申し分のものではなかったかなどこのように考えておりますけれども、今回の場合はそのようなプロセスを踏まずに、いきなりその名称が出てまいりました。先般の予算書の中のこの名称につきましてご質問さしていただきました。議論される前に名称が、あたかも決定されたかのように出てきておることに対しまして、どのようにお考えであるのかお尋ねをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、32号の方に関しましては、こ

の5か所にわたりまして「女性の」あるいは「女性問題の」等の文言が削除されております。

なぜ削除する必要があるのか、女性に限るということで不都合があるのであれば、男性あるいはそれ以外の市民等々の言葉につきましても、使用者に対する必要性に応じて加筆してもよかったですのではないかと考えますけれども、この点についてもご説明をいただきたいと思います。

また、本来、先ほども申し上げましたように創設されたときのこの女性センターの意義というものを、どういうふうにとらえておられるのか、女性の云々というこの5項目、5か所を除いた部分は今後どうしていかれるのか。この(5)などにつきましては、男女共同参画推進に関する相談ということですが、「女性の相談」ということが「女性の」が取られてしまいましたので「相談」というふうになくなっております。その対象はどういった相談に今後応じていかれるのか、これもお尋ねしたいと思います。男女共同参画の推進に資するためということだけに限定されますと、じゃ相談は男女共同参画の推進に関することだけの相談でないといけないかというふうにも理解することができると思いますので、この点についてもどのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

また、この男女共同参画推進条例ですね、この制定を求めてはおりますけれども、今、なぜこのやっぱり厳しい現状の中で男女共同参画推進条例というものをこう策定していこうというのを、方向性を出しておられますけれども、その中身がどのようになられているのかという経過等々が私たちの方には伝わってきておりませんのに、名前だけ先に、男女共同参画「パン」と打ち出しをいたしまして、

この点について今後どのようにその整合性を図っていかれるのかなというふうに考えておりますので、この点についてもお尋ねをしてお答えをいただきたいと思っております。

やはりあの女性センター設立時の意義と、男女共同参画推進のセンターとしていくということにつきましてのしっかりと、こう整合性を図ってきておられたのかというその経過についてもお尋ねをしたいと思います。

この名称変更に伴ってという形で32号が出されているかというふうに理解いたしますけれども、この名称変更に伴ったからという、そういう理由だけで、女性センター条例の中身の文言までさわっていかれるということが、なぜそういうふうに単直にそういった形になるのかということに対して疑念を感じております。

しかもこの「女性の」という文言につきましては肝腎要とも言える部分でありまして、こういった改定についてはもっとしっかりと、議論を求めていただいていた変更、削除というふうになされていくべきではないかというふうに考えておりますんですけれども。こういった点についても、そのどういうふうに女性政策課としてお考えのもとで、こういうふうに方向性をもっていかれたのかということにつきましてもお尋ねをしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○三好委員長 答弁を求めます。

寺西参事。

○寺西市長公室参事 女性センターにつきましては、女性の自立と社会参加、参画の促進を図りながら男女共同参画社会の実現を目指すということで、市民の活動拠点とするということで、平成10年の4月に婦人労働会館から女性センター・ウィズせつつに名称変更いたしましたところ

でございます。

その後、平成11年の6月に男女共同参画社会基本法が制定されました。

それで今現在まで女性センターというふうな名称で利用していただいているところでございますが、女性センターという名称ゆえに女性のみが事業に参加できるのではないかというふうな施設であるようなイメージを受けまして、男性が女性センターの事業に参加しにくいというふうなご意見が以前からございました。実際に施設を使用されているのは個人、団体を問わず大半が女性であるというのが現状でございます。

そこで本市におきましては、他の大阪府下の同一種類の施設の名称についてでございますが、女性センターという名称を用いているのは本市をはじめ数市程度という状況でございます。

市町村の多数は男女共同参画センターなり、男女共生センターというふうな名称を使用されております。男女共同参画社会基本法の趣旨並びに今日の社会情勢の変化及びセンターの利用状況等を踏まえまして効率的、円滑に利用が図られるように男女を問わず、男女共同参画の推進に関する施策を実施する拠点施設となるよう女性センターの名称を男女共同参画センターに変更したいというふうなことで今回提案させていただいております。

それと、さらにもう1点につきましては開館時間並びに日曜、祝日の開館についてでございます。

現在、女性センターにおきましては、月、火、水曜日は午前9時から午後5時まで、木、金、土曜日につきましては午前9時から午後9時まで開館しております。日曜、祝日につきましては現在休館となっております。そこで平成18年の4月から開館時間の延長ということで

午後10時までの開館、さらに日曜、祝日についても開館を実施してまいりたいと考えておりますので何とぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

それと福祉会館の閉館に伴うということで、先ほどご質問いただいておりますが、福祉会館につきましては、一応老朽化に伴いまして一定の周知期間を設けて平成17年度中の閉館というふうなことで、総合福祉会館の廃止条例につきましても、今回議会に提案されております。

そこで福祉会館の閉館に伴いまして代替施設が必要となってまいります。それにつきましては旧三宅幼稚園を改修いたしまして貸館業務を行うとともに不足するキャパを補うために市民文化ホールの展示室、さらには練習室、女性センターの利用率が低い部分についてのさらなる有効活用で対応してまいりたいと考えております。

なお、実際の福祉会館の閉館までの間にセンターの登録団体や現在利用されております利用者につきましては不便等が生じないようできる限りその具体的な対策を考えてまいりたいと考えております。

なお、今回の名称変更につきましては、過日開催いたしました女性センターの運営委員会におきまして報告させていただきました際に、市民の意見等をもっと聞く機会を十分に設定すべきであり、協議にかけるプロセスが不十分であるというご指摘を受ける中で、十分とは申せませんが一定のご理解を得たところでございます。

女性政策推進市民懇話会にも報告させていただきましてご了解を得たところでございます。

今後につきましては、皆様方と十分協議をし、情報提供をしていく中で女性センターを利用していただいている登録団

体等の皆様方と運営形態についてご相談しながらセンターの有効活用を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。

それと、現在の女性センターの事業というふうなことで女性問題の啓発及び学習に関する事とか、女性問題のというふうな形で一応表記しておりますが、これにつきましては男女共同参画の推進に関する次の事業を行うというふうなことで、一応、それぞれの事業につきましては、それぞれ男女共同参画の推進に関する講座及び講演会等の開催に関する事とかいうふうなことで、第2条につきましてはひとくくりにした形で、一応、今回条例の文言を一定整理したところでございます。

○三好委員長 暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時 再開)

○三好委員長 再開します。

本保委員。

○本保委員 先ほど、数点お尋ねをいたしました24号と32号につきましては、お答えをいただいた部分とまた流れ的に、両方共通した部分もあるということでストレートにお答えいただけてない部分などもありましたので合わせて引き続きご質問させていただきます。

前回、資料請求をさせていただきました部分で、それに関しまして先ほど質問した内容と合わせてお尋ねをいたします。

この名称変更につきましては、他市にならってというふうにお答えをいただきました。他市にならってこのような男女共同参画センターの名称ということになったというところでございますけれども、前回のこの婦人労働会館から女性センターに変更されますときは先ほどおっしゃいましたように公募されて、女性センター

だけではということで愛称といたしますかね、ウィズせつつということをお名前の公募の中から選定をされてお名前をつけられたということでもあります。この点につきましては名称変更、今回このように議案に上がってきているわけですがけれども、頭からその男女共同参画センターということ等を他市にならったということは今までの慣例に従って、そのように作業されたんだと、こういうふうに理解をいたしますけれども。なぜ今回この場面で、仮称をつけてとか、なぜ今回この4月1日から施行というふうに決定を急いでいかれたのかというような過程につきましては、まだまだ十分な説明責任がなされていないのではないかなというふうに思うんです。本会議の代表質問等におきましても市長がお答えになっておられます中では、先ほども寺西参事の方もお答えいただきましたけれども、一部そのプロセスの面なんかで名称変更に至るまでの手続きが十分でなかったというふうなところもあります。おおむね皆さんの方に賛成をしていただいているというふうな説明が確かあったと思いますが、これにつきましては、先般、今もお答えいただいたのはそのような流れのとおりのお答えをいただいていると思いますけれども、資料請求をさせていただきまして第2回の平成16年度、これは平成17年2月1日に開催されております摂津市立女性センター運営委員会の方で議事録をとっていただいております分の中に、いろんな、ただいまご質問申し上げましたようなことも含めて、参加者の委員の方から質問をされているわけですね。この名称変更したときにこの「第1条の条例の目的は外さないように検討していく」というふうにお答えでございまして、ど

ういうふうに、じゃ検討していかれるのかと。先ほどお尋ねをいたしておりました男女共同参画推進条例がまだ未策定というか、これから制定しようかという話を昨年の、平成16年7月2日の懇話会の際に、男女共同参画計画、女性プラン平成15年度進捗状況というような案件の中でお話もされておったりもいたしますけれども、その前、女性政策推進本部会議の方で、平成16年6月14日、こういう話が出されておりますけれども、女性プランの見直しと男女共同参画について、策定についてどうしていくかというような議論を昨年されておまして、今回、その間というものが議論がなされておらずに急に上がってきたというふうに私の方では見えるわけです。これにつきましてはやはりそういうふうな感想を持っておられる関係各位もおられまして、いきなりこうあらわれて、その名称変更ということとその名称変更ということとその条例の中身も、それに伴うからといって変更されるというようなお話でありました。

この内容につきましても最終的にはこの運営委員会の中でさまざまな意見が出ておまして、この男女共同参画の名前につきましては「市民公募した名称のウィズせつつはそのまま使用する」と事務局の方が言われておまして、その委員の方が「男女がついてると使いにくい」というようなご意見もあったわけですね。それに対して「男女共同参画社会基本法という法律の趣旨に沿った形で提案していきたい」とこういう返答をされておまして、それだったらもっと以前にもあり得たかも知れないというふうにも感じるわけですがけれども、これに対して委員が「提案ということでね、変える気がないならこの場所で検討する必要はない」

ここが大事だと思うんですけども、提案をしていますということで変える気がないならこの場所で検討する必要はないというようなご意見があったわけですね。

もう1点は、「あたかも決定事項のように話されているので不信感もある。福祉会館の開館までに1年間あるのは助かったと思うけれども、その総合的にはシビックゾーンの計画も含めてその5年間ぐらいの間に本当に成立していくのか。そうでなかったらもうなし崩しに女性センターの方は貸館業務にずっと使われ続けるのではないか」というような不安も列記されたことによって、男女共同参画センターはその福祉会館の閉鎖に伴いというような話の中で上がってきたというような形で、要するに2つの話を別々にするべきではなかったかなと思うんです。条例を上げるにしても別々にすることはできなかったのかなということについて1点お尋ねをしたいと思うんですけども。

また、「議会の議事録を読むと市民懇話会、運営委員会に諮って考えるとあった。ここに話を持っていく必要がある。その後、決定なら納得するけれどもおかしいんじゃないか。手順が違うんじゃないか」というようなご意見とかですね、やはり「ここにきて変更が4月1日からというのは早すぎる」という、そういう意見がありましたし、「名称変更について市民の意見を聞けないのか」、そして事務局は「議会が2月23日から始まる」と答えておられて、委員が「議会は傍聴していたので運営委員会があると思っていた。この件について市民利用者に問いかけてもらっていない。これだったら運営委員会はいらなくなる」

また、「市民はまじめに説明してもらったら協力する気持ちはある。財政難というだけではわからない。このセンターの

意義ということについて、納得のいくような説明のあり方がされてない。納得できるような説明責任を果たされていないのに男女共同参画センターに名前を変更していいんですか」というようなご意見が大多数であるように、今お聞きいただいたとおりでございます。

やっぱり「議事録を公開して、みんなの賛同を得たと言えるようなものにして欲しい」というような話もありましたし、これ自体がこの協議がなされた議事録についても資料請求していただいておりますので、できればやっぱりこういった経過がありましたというような説明の中で出てきておれば、もっとこの総務常任委員会委員の全員も検討の方向性もまた違ってきたのではないかなというふうにも考えますし、最終的にはこの話が事務局が「一度持ち帰り検討させていただきたい。最悪の場合はこのままお願いすることになるかもしれないが」ということでこの部分は終わってるわけです。この件につきましては、後どうされたんか。誰とどのように検討されたのか。要するにこの女性センターの運営委員会で持ち帰りますというふうに言われて検討しますというた結果をここに対してどうされたのかと。

あるいはその結果がこの今回の議会のこの総務常任委員会の中でどのような形のお答えとして、反映されているのかと。この点についてお尋ねをしたいと思うんです。

やはりそのもう1点は、男女共同参画センターのこの名称変更に伴ってこの中身を変えていかれる32号の方ですけども、これについては何ら変わりはありません。ひとくくりでやって内容については変わりませんというふうにおっしゃっておりまして、先ほどもご説明を参事の

方からいただきましたけれども、そうしましたらこの男女共同参画推進条例をされたときに摂津女性センター条例の方との、この整合性についてはね、やっぱり何ら変わりはありません、ひとくくりにしましたというふうにお答えになっておられますけれども、どういうふうに図っていかれるおつもりなのか、どのように計画されているのか、それについてちょっとお尋ねをさせていただきたいと思しますので、以上お答えをいただきます。

よろしくお願ひいたします。

○三好委員長 寺西参事。

○寺西市長公室参事 今、本保委員の方からいろいろご質問いただきました。

議事録についても、一応、お渡した上で、見ていただいた上でというふうなことでございますが、この分につきましては最終的にこちらの方から一度持ち帰り検討させていただきたいというふうなことで最終運営委員会を閉会しております。

この分につきましては一度持ち帰りまして、四役会の方に諮った上で最終どういふふうな方向でやっていくかというふうなことを相談しまして後日、運営委員の方を個別に訪問させていただきまして、今回の分につきましては予算書の印刷等の関係がございまして女性センター費から費目を男女共同参画センター費というふうな形で印刷にかかる関係がありましたもので、そういうふうな形で各委員のご意見をお聞きする中で、一定了解を得たというふうなことでご了承願ひたいと思ひます。

それと、今の男女共同参画センター条例の第2条につきましては、内容については一応、女性問題を視点に据えた施設というふうなことで、従前から男女共同参画の視点というふうなことでやっておりまして女性センターが名称が変わった

からとって貸館業務に移るといふふうなことではなく、従前から女性センターの登録団体等につきましては申請申し込みは2か月前からやらしていただけてます。登録団体以外の方については1か月前からというふうなことで、優先使用をやっているわけでございまして、その分につきましても、私ども、今後ともセンターを利用されてる方のご意見をお聞きする中で、利便性を考えた上で優先利用をしてみたいというふうなことで考えております。

○三好委員長 寺西参事、要は、名称変更の手続きは問題なかったのかということが一つのポイントであって、4月1日の早期施行と、これまでのウイズセツについては公募してきた、今回そういったことされていないんですかという部分と、運営委員会について十分審議されたんですかとこれを総合して、名称変更の手続きは問題なかったんかという質問が1点ありますよね。

だからそれについて再度答弁お願ひします。

○寺西市長公室参事 今回、委員の方からご指摘受けている分につきましては、十分な市民の方のご意見をお聞きした上でというふうな前提が、私ども、運営委員会に諮る前に一定説明はさせていただいたつもりなんですけど、十分ではなかったというふうなことで、今後につきましては、そういうふうなことはないように、委員の方にもその分についてご了解願ひたいというふうなことで、今後については十分その点を踏まえまして相談させていただきながらやってみたいというふうなことで考えておりますので、一定ご了解願ひたいと思ひます。

○三好委員長 暫時休憩します。

(午後 1時13分 休憩)

(午後 1時14分 再開)

○三好委員長 再開します。

中西市長公室長。

○中西市長公室長 名称変更の決定についてのプロセスの問題でございますけれども、本市におけます重要な公の施設の名称の変更等につきましては過去から大体、年度当初から予算の執行と合わせて改正するという形がとられております。例えば、火葬場を斎場、また清掃工場を環境センターとか、そういった形で改めてまいるとか、そういう形でとっております。

従いまして、今回も4月1日からこの条例、名称の変更をしたいということでの条例改正を上げるという考え方に立ちました。

この政策決定をして予算編成をして、議会に提案してまいります一連の事務作業の関係と、それから先ほどから申されております運営委員会の開催が費用弁償が伴うということで、年2回なり3回という形の中で、今日までの形では限定された形で開催されるという状況がございました。そういった一方での事務作業のプロセスと、それから市民のご意見を伺う作業との間に時間的なちよっとずれがございまして、本来でありましたらもう少し余裕を持った形の中で市民の方に十分ご意見を伺う機会をつくりたいというふうにはこれはかねがね思っておったところでございます。たまたま今回こういう今言いましたようなプロセスの中でできないことにつきましては、運営委員会の限定的な扱いがあるということで、これにつきましては新年度になりましたらもう少し柔軟な扱いができるような形の検討をしてまいりたいということで審議会の会長等にも一応お話はさせていただいております。

それで、先ほども2月1日の運営委員会が終わりました後、この日だけの説明では、先ほど本保委員の方からおっしゃられましたような内容がございましたので、各委員に十分なご理解を得て、それで提案に持ってまいりたいということで、各委員のところにお伺いさせていただきましてお話をさせていただいた結果、提案する趣旨とか、それから名称等の考え方については、それは一定理解はすると、今後の運営委員会の開催等についてきちんと改めていってくれるということが約束できるのかということで、そのことについては会に諮ってやりますということでそれでご理解は一応得たと思っております。

それをもちまして懇話会の方にもお話を申し上げまして、懇話会の方も一定ご理解を得ました。そういうことで今回ご理解を得たということで提案に踏み切ってきたということでございます。

○三好委員長 本保委員。

○本保委員 今、公室長の方からご説明をいただきましたのでこの一定の理解をいたしました。

この名称の方ですけれども、時間的な調整できないやはりその差というものがありまして、こういう形で一定の理解を得る方法として個別訪問っていうか、個別に委員を訪問されてご理解、納得をいただいたということで今、答弁をいただきました。今後、やっぱりこういうその手続き上の時差的なことも考慮されて、やはり段取りとしまして、毎年同じような時期に同じような作業をやっておられると思いますので、こういった不測の事態がですね、やはり不満の声として市民の皆さんの中に広がって行って不信感を持たれることがないようにしっかり取り組んでいっていただきたいと思うんです。

あともう1点はその点につきましては、要望としてしっかりお願いしておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あとあの市民公募の件なんですけれども、この先ほど読ましていただきました中で、ウィズせつつは残してもいいというお考えだったんですね。ただご意見の中にはいろんな意見がありましてその男女共同参画センターということとウィズせつつというのがなんか合いづらいんじゃないかなと。使いにくいんじゃないかと。それでウィズっていうのはこの前のときに女性センターとしてのために募集されて、こうマッチングするというところで皆さんが選ばれたというような過程がありますので、ウィズを持ってくるからその男女共同参画センターにしたらいんじゃないか的な論法に受け取られてるんですね。結局は、その持っていかれ方が、今おっしゃったように、時間がなかったという観点においてだと思っておりますけれども。これは感情的にこれこれを残せばいいじゃないか、要するに上から押さえつけられているというふうにとられるケースが多いわけですから、こういった名称だけここだけ使ってもらってもいいですよ的な発言というのは、やはりできればもう少し熟考した上で、お名前をあげていただきたいと思うわけです。

この仮に男女共同参画センターということでこの愛称的なものですね、ウィズせつつに変わるようなものですね、そういったものを市民公募されるのかどうか、その点について、ちょっとご答弁いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○三好委員長 寺西参事。

○寺西市長公室参事 一応、ウィズせつつにつきましては、何々と一緒にという

ふうな形で皆さんと一緒にというふうなことで女性センターの設置時に、愛称を募集したもんでございますので、それにつきましては議事録を読んでいただければわかりますように委員の皆様方からも、ウィズせつつはそのまま使用するんですかというふうなご質問もございまして、そのときにはそのままウィズせつつは使用していきたいと、あくまで愛称でございまして、そういうふうな形でやってまいりたいというふうにご考えております。

○三好委員長 本保委員。

○本保委員 これ要望とさせていただいたんですけれども、ただいまご説明いただきましたように委員の方では、女性センターの名前が男女共同参画センターに変わるんだったらウィズせつつはその公募した愛称だからどうなるんですかという趣旨のご質問ではなかったと思うんです。ですからこれについてはやはりあの市民公募をしていただくように働きかけをぜひしていただきたいなど。このように強く要望したいと思うんです。

その中に、あの今回いろいろ代表質問でも要望にあがっておりましたパブリックコメントでございましてね。こういったものこそパブリックコメントにかけるべきものではないかなというふうに思うんです。名前も男女共同参画センターが本当にいいのかどうかというものもありますし、やはり男性も女性もといいますと全市民的な話になってまいりますので、やっぱりそういったより多くの人から意見を求めることで今、ウィズせつつは摂津とともにというようなね、あのそのままお使いになっていただいて結構なんじゃないですかという話があったんですけれども、それならなおさら、やっぱり市民全体のものというふうな感覚にこのセンターをしていかれるというような意向で

あるならば、それはそれで市民公募されていったらいいんじゃないかなと思うんです。

ただ、男女共同参画センターという個別のやはり建物として考えて、その施設として考えていかれるのでしたらパブリックコメントにかけていただいて、これに伴う愛称なんかを募集していただく。その中に、ウィズせつつも入れてもらってもいいですよ。選択肢の一つとしてパブリックコメントを求めている中で入れていただきたい。選択肢の一つに入れた中でその集まってきたやはり名称をしっかりと集約していただいて、それをやはり市民に公開していただいてね、作業的には大変かもしれないんですけども、その中で市民の皆さんがやはり今までさらに女性センターを活用してこられた、利用してこられた市民の皆さん関係者の皆さんがやはり気持ちよく、喜んでこういった名称変更に応じていただけると、喜んでその名称変更していくというような形に取り組んでいていただきたいとこれは要望させていただきますのでよろしくお願いいたします。

あと男女共同参画のこの部分の女性センターの本来の意義が損なわれないかという大きなやっぱり危惧に対して、今お答えいただいている中には、もう一つ、このなんかあの非常に事務的な話はね、手続きとしてきちっとお答えいただいたように思いますけれども、その見目でやっぱりね、文字で書かれてる活字の表面が、男女共同参画の推進にという部分が全部頭に入れ変えていきますよという、じゃ女性センターが婦人労働会館から女性のためにという、そのよりどころの場所として設けられた設置の本来の意義と目的というものは、男女共同参画センターになったらどう変わっていくんで

すかという点について、やはり明確になっていないというふうに思いますし、その女性センターの意義自体が、ここで消失していくのではないかというふうに、もう誰もそういうふうに考えると思います。こう見ただけで文字に書かれてるその表面だけしかですね、経過とかそういった詳細について知らないものにとってはこうなっていくんやなっていくふうな観点でしかとらえることができませんので、こういった点についてももう少し慎重な配慮をお願いしたいなとこのように思うわけです。

またその男女共同参画のこの推進条例に対しましても、昨年、懇話会の方等に、どうでしょうかというような話をされておられるようですけども、この女性政策推進市民懇話会の方で男女共同参画のこの条例についてテーマにあげられておられまして、「条例に市民の意見をどのように取り入れるつもりか」との委員の質問に事務局は「素案を事務局でつくって審議していただきたい」と言われた。じゃ懇話会の会長の方が「懇話会の中でもつukれないことはありませんよ」というお返事の中で事務局は「懇話会についてはその政策のその提言の場だと思しますのでそのスタンスでいきたい」ということで、ここでやっぱりしっかり議論するためには、そういったたたき台も市民の声、代表ですから、市民の声としてここで素案もつくっていただきたい、また事務局もつくったもので合わせて、しっかりと議論をしていきたいと、審議をしていきたいとおっしゃっていただくのが本来の姿ではないかなと思うんですね。政策提言の場というスタンスをその行政の方がつけたからといって、新しく出てきたものに対して参画を許さないというのがこの前のときにこういった委員

会で、前回の委員会で申しあげましたように、男女共同参画にしろ、何にしろ、参加はしてるけど参画はしてないと。そのときも既に懇話会の意見があったと思うんですね。そういったことが全然、体質的に改正されてない、改善されてないと、このようにこの部分を読ませていただいても思ったわけですね。

こんな状況の中でしつこいようですがけれども、本当に男女共同参画のための推進条例が、きちんとした形でスムーズな状況の中でいくものかどうかというふうに大きなやっぱり不安を抱くわけでございます。

そういった中でこの摂津市立女性センター条例の取り扱いにつきましても、これ中身読まさせていただきましたけれども、これについてもずっと男女共同参画の方に、中身、名前だけ移行したらええのかという、大きな、やっぱりそのテーマが残ったままになっているように感じるわけです。こういったことについても、もっと事前にその何らかの形で、そのこういったことに至るまでの、やはりプロセス、さっきから何回かおっしゃっていただけてますけれども、そのプロセスの過程においてということが、最重要であるというふうに考えます。

今、委員長の方からも裁いていただきましたけれども、この内容につきましても変わったことに対して、委員のところに行って、その了解を得ているからいいのだという、結果ありきではだめだと思うんです。委員の中には、こういったことに対して、持ち帰りますと言ったものをその委員の自宅を個別に訪問して了解を取りたいということに対して、非常におかしいんじゃないかと、なんか異常な感じするねって、こんなふうに全部決められていくのということで、私たちの条例改

正そのものに対して、行政の条例改正に対しても大きな不満とか不信とか持っておられましたし、そういったことがだんだんだんくちこみで広がっていくということに対して、一生懸命やってることに対して、なんなのということになってくるわけですね。ですからやっぱりそういったこの議会と行政がこれだけやはり真剣に取り組んでやっていることに対して、やっぱりそういう市民の皆さんの方からあらゆる疑念をやっぱり抱かれるようなことがないように、今後しっかりやっていっていただきたいと。

あとしっかりと女性プランの方と男女共同参画の推進条例の方が、やっぱり整合性が図られるようにこの過程を大事にして、そのプロセスの中でしっかりと、たくさんの設置されております委員会、懇話会、政策推進本部などで、しっかりと練っていただいて、今回の場合は本当に練りが足りないなというふうに正直感じておりますし、こういったたくさんの声があがってくることをないように、慎重に慎重を期して、こういった案件の取り扱いにつきましては上程をしていただきたい。それまでにしっかりと、皆さんのご意見を聞いて、それを取りまとめる形で、また市民の皆さんの意見を反映する形での議案の上程としていただきたいと。このように要望申し上げまして終わります。

○三好委員長 女性センターとしてのこれまでの意義についてはよろしいんですか。ほんならすべて要望でよろしいんですか。

他にありませんか。

野口委員。

○野口委員 1つは、今回議案第32号については名称変更に伴うものと、施設の福祉会館の廃止にかかわって、施設の

利用にかかわる問題ですね、合わせて入れてますけれども、指定管理者との関係で、他のいろいろないくつかの施設については前処理のための条例改正を行ってますけれども、この32号については名称変更を主とした条例改正になってますけれども、その辺の整理はどうされたのかということです。

2つ目が議案第24号については、重要な公の施設にということで総務常任委員会の関係は女性センターの名称変更がかかわってくるわけでありまして、この重要な公の施設の位置づけと申しますか、ちょっとこれについて確認の意味でお尋ねしときたいと思うんです。

条例を見ますと議会の同意が前提として、廃止または活用について10年を超える期間に渡る独占的な利用をさせようとするときには、議会の議決を要するということでの条例上は29か所の施設が挙げられています。そこには女性センターも入っていますけれども、この入ってる中で、例えば所管は別ですけども環境センターはここから外れます。その他の所管になっているその今回指定管理者制度導入のための前処理の条例改正もいくつかありますけれども、その分はこの重要な公の施設から外してません。そういうことちょっとわかりやすく受け止めていただいて、重要な公の施設の位置づけはどうなのか、ちょっと合わせて説明をいただきたい。

それと第3条に議決の場合、3分の2以上の議員の同意が必要だと書いていますけれども、その辺の問題も含めてお答えをいただきたいと思います。

○三好委員長 まず、1点目。

寺西参事。

○寺西市長公室参事 現在、女性センターにつきましては一応直営施設というふう

なことになっておりまして、非常勤特別職の館長と非常勤一般職の職員6名というふうな形で平成16年の4月に、職員、正職員を市の方に引き揚げまして、現在、非常勤の職員のみで対応しております。それで、直営という施設でございまして一応指定管理者制度の分からは外れているというふうなことで考えております。

○三好委員長 暫時休憩します。

(午前13時33分 休憩)

(午前13時40分 再開)

○三好委員長 再開します。

小寺参事。

○小寺総務部参事 公の施設と申しますのは住民福祉の増進を図るために普通地方公共団体が設置するものでございます。

その公の施設の中でも特に重要とその自治体が判断いたしました場合は、特に重要な公の施設条例の中に組み入れまして長期かつ独占的な利用をする場合については議会の議決をもらいなさいと。こういうシステムになっております。

どういった公の施設が重要であるか否かについては、公の施設設置条例を提案いたします際に重要な公の施設を位置づける場合は重要な公の施設条例を改正いたしますして追加をいたします。

過去、本市の例でいきますとほとんどほぼ公の施設を設置した場合はこちらの重要な公の施設に組み入れております。

ちなみにこの判断は自治体によって異なりますして北摂7市におきましては、多い自治体では40施設を重要な公の施設として位置づけております。少ないところでは2施設を重要な公の施設として位置づけているということで、地方公共団体にあって重要であるか否かは判断が異なります。

○三好委員長 野口委員。

○野口委員 説明はわかるんですが、そ

の行政側の判断で公の施設の中で重要かどうか決定するということでありますが、例えば所管は別ですけれども、今回環境センターをここから外しましたわね。特に重要な施設、3分の2のときに必要なのは上水道事業施設が入りますけども、スポーツ広場は今回重要な公の施設に入ってきます。これまで入ってなかったという、その流れが実際に一方であって、じゃ環境センターはその重要だと判断してないのかなということ、単純に考えれば、そういうふう思うわけですけども、それ含めてもう少し、そういう流れを見てわかるようにこの位置づけからして説明をいただければと思います。

○三好委員長 女性センターでの審査の経過の中での重要な公の施設という定義をもう1回、今言うてるような環境センターをなぜはずすのかということ、これ関連という位置づけで答弁していただけますか。

小寺参事。

○小寺総務部参事 環境センターにつきましては、公の施設の設置条例を制定しておりません。

公の施設として位置づけるには、条例設置が最低条件でございます。環境センター設置条例は制定しておりませんので、これは公の施設とは言えません。ですからこの際、従前、重要な公の施設に入っておったのを是正したということでございます。

それから女性センターについては名称変更に伴い自動的にこれは重要な公の施設の改正をしたということになります。

それから、重要な公の施設は統一的に基準を設けて、これこれという振り分けは現在のところはいたしておりません、公の施設設置条例を制定する際にこれは重要な公の施設入れるか、入れないかを

その都度判断をいたしております。

○三好委員長 暫時休憩します。

(午後 1時43分 休憩)

(午後 1時46分 再開)

○三好委員長 再開します。

小寺参事。

○小寺総務部参事 公の施設でございますけれども、公の施設と申しますのは、その施設の目的、それから性格によって分類された概念でございます、これは民間の施設に対して、普通地方公共団体が設置したという意味で公の施設と呼ぶことにいたしております。

それからもう1点、財産上の分類の仕方といたしまして、市の財産といたしまして4つに分類されております。

まず、最初は公有財産、それから債権、物品、基金というふうに財産は4つに分類されます。

そのうちの最初の公有財産はさらに2つに分類をされております。1つは、行政財産、もう1つは普通財産でございます。

行政財産につきましてはさらに2つに分類をされまして、1つは役所なんかの事務を執行する場であります公用財産、それから住民の利用に供します公共用財産、この2つに分類をされるわけでございます。

公の施設というのは、財産上の分類の中で申し上げた公共用財産とほぼ一致をいたします。完全には一致をいたしません。例えば、1つの施設が公の施設ではあるけれども行政財産ではないというケースもございます。そういった例は土地を借りて上屋を市が建てると。こういう場合は施設全体は公の施設、もちろん条例で設置することが条件でございますが、全体は公の施設ではございますけれども、建物は行政財産、土地は行政財産ではな

い。それから建物も借り、土地も借りて公の施設を設置する場合もございます。この施設全体といたしましては公の施設ではございますが、行政財産ではないと。こういうふうに例外的に一致してないケースもございます。

環境センターにつきましては、環境センターの設置条例を制定いたしておりませんので、これは公の施設の定義に当てはまらないというところでこの重要な公の施設に入れておくのは妥当ではないということになりましたので、この際是正を図らせていただいたということになります。

○三好委員長 よろしいですか。

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1時49分 休憩)

(午後 1時50分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第19号及び議案第46号の審査を行います。

本2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 今回、助役2人制の廃止と収入役の廃止ということで仕事の面では収入役については助役が兼掌をされるということの関係条例の改正であります。

この問題については、以前から私ども議員団としても強調した問題で、市民の感覚からすれば、こういう問題についても是正が必要だという部類の話でありましたし、そういう中で提案ということで私ども大変喜んでるわけでありすけれども。

今後の問題として1点お尋ねしたいのは、水道事業管理者の位置づけの問題で

す。確かに水道事業管理者については置くこともできるという位置づけでありますし、実際、日々の仕事を見た場合に昔みたいに部長がおれば、仕事はこと足りるということだったと思うんですけども、関係法律の改正によって置くことができるということで置きましたけども、昨今の今日の状況を見ますと、いろいろ是正も必要だと思いますけども、この問題についてちょっとお考えをお尋ねしておきたいと思います。

○三好委員長 森山市長。

○森山市長 収入役、そして水道事業管理者、いずれも同じ私は考え方を持っております。

ただ、水道事業管理者の場合は、当市はご存知のように水道部長を置いておりませんので一概に従来の管理者という位置づけでもないと思うんですが、それと必要であれば私はやっぱり置いておくべきだと思います。

今現在、私は方針といたしまして技術職というんですか、現業職は取らないとそして水道料金も値上げをしないと、しないと云ってもまあ永久ではないですけども。そういう2つの明確な1つの方針を持っております。

そういうことで水道事業管理者には1つの大きな課題を与えております。十分存在足り得る課題を与えております。これをやっぱりまっとうすることがまず今の当面の目的でありまして、今、部長を置かず管理者、十分その足り得る仕事があるし、置く価値があるということで現在、仕事に当たっていただいております。

特別職としての考え方については、収入役も管理者も同じ考えをってることはそのとおりでございます。

○三好委員長 野口委員。

○野口委員 市長からご答弁をいただい

たわけですが、確かに水道部の方は部長を置いてませんから、そういう違いは人的なのかと思います。

しかし、その前は水道部長おられた状態できちんとやってましたので、一定今日の状況を見ながら見直しが必要であれば、そういう論議もぜひしていただきたいということでお願いしておきます。

○三好委員長 他にありませんか。

森内委員。

○森内委員 議案第19号の収入役の条例改正ということで、収入役を置かないということなんですけれども、これについては今後、収入役室というものが今ありますけれども、どのような事務兼掌をされるのかということでまず1点お聞きしたいと思います。

それと助役の2人制を1人にされるということなんですけれども、この助役の2人制設置の条例改正のときにいろいろ論議がございました。その中の一番大きな点が行政改革担当というか、行革担当助役を置くということで我々に必要性を説かれたわけなんですけれども、その後、2名を1名にということになりますとこの行革ができたのかどうかということが疑問になってまいります。

それともう1つは、収入役、助役、本来であれば3名おられて当然のところは今度は助役にも収入役の兼掌をとということになってきますと3役を1人でこなさなければならないということで、今後これでやっていけるのかどうかということが一番懸念されるわけにありますけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○三好委員長 行政改革の関係を含めて収入役の事務兼掌について。

小野助役。

○小野助役 収入役の廃止に伴いまして

7月には課長代理以下の人事異動等もございまして、若干そこで機構その他の整理もございまして。その際に今のところ収入役室を廃止をして会計室という名称、組織変更で考えております。

なお、今後、その兼掌という言葉が使われたんですが、過日の部長会でも決裁区分の見直し等々で、今までからありました、いわゆる決裁区分の見直し、要は権限委譲も図るとということで改正をいたしてまいります。そういった中で事務が遺漏のないように努めてまいりたいと思っておりますし、その中で予期せぬことといたしますか、それはその都度の検証の中で迷惑かけないような、問題起こらないような形の中で処理してまいりたいというふうに考えておるところでございまして。

○三好委員長 森山市長。

○森山市長 助役2人制でございましてけれども、まず最初に、以前、助役2人制を施行されてきてそのままになっておりまして、私は行政改革で逆に今度は改革のその精神を明確にしたいということで今度1人制に条例でしっかりと定めると。決めるということでそういうことにしたわけですが、現在、ただ2人であったやつをその1人にしてしまうだけでは話になりませんので、助役以下の権限ですね、予算執行等々を拡大するため、今、その事務作業に取り組んでおります。もちろん権限だけでは責任でありますから、全てが上でじゃなくってそれぞれが責任を持って、そして権限、今まで以上にある意味では少し幅を広げてやることによって十分掌握できるのではないかと。

一方でまたITというんですか、一つ一つの事務事業は非常に簡素になっておりますから、1人でも十分に私はこなせるということで踏み切ったわけがございまして。

2人いてる方がええやないかという、人数は多いに越したことはないんですけども、でも十分この摂津市の規模、財政規模、今日の事務量から見まして、できると確信をし、一方でそれによって年間1,600万円ですか、お金のこと言ったらなんですけども、市民から見てわかりやすいのではないかと。助役に言っておりますのは、私、もちろんそして助役がですね、1たす1を3にしようということで、そのつもりでがんばってくれよということで踏み切った次第でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○三好委員長 森内委員。

○森内委員 市長からご答弁をいただきましたけれども、しかし平成13年の7月から一応2人制助役が1人になって、それから4年近く、ずっと1人できたということですけども、それにはどういう意味があったのか。例えば、財政状況が改善すれば、やはり2人制助役というものも必要じゃないかというような見地から今まで1人制助役にならなかったと思うんですけども、一番我々が懸念するのはその2人必要だということできた、その中には大きな目的というのは行革を推進するということであったと思うんです。その行革を推進する中で今、現在どうかなというのが一番問題になるところでありますので、その辺について、行革を進める担当助役ということで2人制助役をしたということですので、そこの検証をひとつお願いしたいと思っております。

○三好委員長 森山市長。

○森山市長 以前2人制にされた経緯、ちょっと私は存じないと言ってしまったらいかんのですけれども、行政改革担当という形で置かれたと今、お話がございましたが、そのとおりであったと思いま

す。それでも1人でずっときたということですけども、その分、小野助役で十分その任を務められたと、足り得たのではないかなとそういうことでずっと1人で今まできたのではないかなと私は思います。

ずっと私、就任いたしまして小野助役の仕事ぶりをつぶさに私はやっぱりパートナーでありますからですね、拝見をさせていただいておりますが、助役という仕事は議会との情報交換、事務分野での連絡調整、総括、大変な仕事だと思いますけれども十分こと足り得るといいますか、機能を果たしていただいていると。安心して1人制にできるということでございますので、行政改革におきましても十分その気概で取り組んでおりますので、私はこれからもずっと1人でやれるということを確認いたしておりますので、今日までの検証でどうであったかと言われてましたら1人で十分やってこられたのではないかなと思っております。

○三好委員長 よろしいですか。

他にありませんか。

森西委員。

○森西委員 先ほどからも市長からご答弁いただいておりますけれども。

まず、今回の条例改正に当たりまして、まず市長の、助役は摂津市においては1人でもいけるというふうな考えを持たれておられるのか。規模とか、人口規模とか、仕事の量というような部分で1人でも十分可能であるというふうにおられるのか。

行革担当の助役の2人助役をずっと小野助役1人でされておられたんで以前からその分というのは小野助役が担っておられたんですけども、さらに収入役の仕事ということで、1人で3役の仕事を持たれるということですね。これは小

野助役がそれだけの能力を持たれておられるからそれだけできると、できる人物であるというふうに私は思っておるんですけれども、先の話になると思いますが、将来、ずっとその助役というのは1人、摂津市の場合は1人で置くべきであるというふうに思っておられるのか。

もしくは、将来的にはその行革の担当の助役というのはやはり必要であるというふうに考えて、今の市長の考えですね、考えておられるのかお答えいただきたいと思います。

それと、助役に収入役の兼務と言いますか、仕事がまた新たに入ってきたわけですね。ここで助役に決意と申しますか。ご答弁いただきたいのですけれども。

よろしく願いいたします。

○三好委員長 相当、森内委員と重複していますが。

森山市長。

○森山市長 私は、数が多けりゃいいものではないと思うんですね。数が少ないから悪いというものでもないんですね。

私はやっぱりその人の質と言ったら怒られますけれども、人が大事だと思います。

今までは国が、定められた市町村はそうしてもいいですよから、収入役にいたしましても今度は、どこの市町村でもそうでもいいですよと言ったのは、おそらくやっぱりさっき言いましたIT化とか簡素化とか権限の拡大とか、いろんな面含めておそらくやってもいいですよという、あらゆる面でそう国も思ったんでしょうね。だから法令を変えたんだと思いますけれども。要するにそのお方のキャラクターと申しますが、これが非常に大事だと思います。摂津市の場合は、予算規模、面積、人口、事務量等からいうと、

私は1人で十分だと思います。もちろん市長がしっかりとしたリーダーシップを持ってのことでありますけれども、そういう意味では今後1人でいいと言い切ってもいいと思いますね。

○三好委員長 森西委員、今、助役の決意というよりも、任命権者である市長が決意をしたという判断の中で、これはもう任命されたらやるのが当たり前なやから、そういったことで、委員長判断で今のがもう決意ということで代えさせてもらいますんで。よろしいですか。

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後 2時 7分 休憩)

(午後 2時 8分 再開)

○三好委員長 再開します。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

いたしました

議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後 2時10分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好 義治

総務常任委員 野口 博